

<ひとこと> クリスマス。我が家の玄関に、某事業所さんの作ったステキなリースがあります。門松バージョンもお願いすればよかったと後悔！（なかの）

平成24年度あいネット第3回運営委員会

11月28日に平成24年度第3回、あいネット運営委員会が開催されました。今年度の運営委員会は事例を基に委員皆さんと事例から見えてくるニーズや足りない資源などを意見交換し、課題を共有することを目的としています。第3回目は障害者就業・生活支援センタービック・ハート、かしわ地域若者サポートステーションから事業説明と事例発表がありました。

それを受け、各委員から活発な意見交換がなされました。

◎かしわ地域若者サポートステーション

・地域若者サポートステーションは若者の職業的自立を支援するために2006年より厚生労働省が全国に設置した事業。学校を卒業・中退あるいは仕事を辞めた後、一定期間無職の状態にある15歳から39歳くらいまでの「若年無業者」（いわゆるニート・引きこもり）とその保護者が主な対象。様々な理由により働きたくても一歩を踏み出せない若者たちに心の相談、キャリアカウンセリング等を提供し、一人ひとりにより添いながら自立や就労に向けてサポートしていくことを目的としている。

※前段階の問題・就労はその内でできればと考えており、親もいずればと保護のため、結果として居場所的に利用しているケースが課題。生活自立も大きな課題であり、親から離れて生活体験したり、仲間から刺激を受けられるような居場所があるといい。

◎障害者就業・生活支援センター
ビック・ハート（BH）

柏市、松戸市、我孫子市、流山市にお住まいの障害をお持ちの方。生活支援については、助言のところまで、地域の社会資源を利用してもらっている。毎年

30名以上の就職を目標に、昨年度は37名が就職実績。

相談件数も、開所時は知的障害の方が多かったが、現在は精神障害の方が多く、発達障害も増加している。就職後の定着支援は県内16センターで連絡協議会を作つて、今後を検討していく。企業側への教育も推し進めていきたい。とBHからあり。

・会社自体の職場環境の悪化や子供たちに労働環境の教育が無いと厳しい。

・中間的就労といったゆるやかな働き方という考え方もある。スタートからステップアップしていくことや段階が必要だと思う。

・訪問する高齢者一人の家が実は一人じゃなかったことに気付く。親も隠している状態。数年訪問しているが一度しか会ったことが無い。今まで引きこもっていた家をいまさら問題視してよいものか？今までの生活を壊す不安がある。

などの意見が出ました。

関係機関の方々と事例を通して地域において必要なこと、それぞれの機関がどのような役割があるのか事例から見えてくるニーズや足りない資源など、課題を共有することが出来たと思います。



柏市精神保健福祉担当者連絡会

保護観察所の事務	根拠法	具体例
生活環境調査	医療観察法第38条	・本人面接 ・居住地訪問及び家族面接 ・鑑定病院の鑑定医及び主治医面接 ・医療機関及び地域サービス提供機関への照会
生活環境調整	医療観察法第101条	・指定入院医療機関へ往訪、本人面接及び医療チーム主催の会議への参加 ・居住予定地の医療機関及び地域サービス提供機関への協力依頼 ・処遇実施計画書（案）作成
精神保健観察	医療観察法第106条	・処遇実施計画書をもとに処遇にあたる ・ケア会議を主催し、処遇実施計画を見直す ・往訪及び出頭により、本人面接を行い、必要な医療を受けているか否か及び生活状況を見守る
関係機関相互の連携の確保	医療観察法第108条	・地域社会で必要となる精神保健・福祉に関する援助が円滑かつ効果的に行われるよう指定通院医療機関、保護観察所及び都道府県・市町村が互いに連携・協力して処遇にあたるように、必要な情報交換を行い、実施計画に関する関係機関相互間が緊密な連携を確保する

今回のテーマは「心神喪失者等医療観察法の概要と実際」講師は千葉保護観察所社会復帰調整官の重吉大輔さんです。

第一条に『この法律は、心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行つた者に対し、その適切な処遇を決定するための手続き等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによつて、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もつてその社会復帰を促進することを目的とする』とあります。心神喪失又は心神衰弱と認められて不起訴になった者、無罪判決となった者、減刑する判決（実刑を除く）となった者が対象で、保護観察所が関与していきます。左記、その業務内容です。

千葉県における年間処遇受理件数は約15〜20件で、入院決定となる比率が最も高いとのこと。

入院処遇では当初より、再犯防止プログラム・攻撃性マネジメント・罪種別プログラムなど様々なアプローチを行い、本人を含めて各機関が問題などを共有していきます。退院が近づくこと、退院後に関わる機関を交えて具体的な支援や危機介入について検討されており、特に危機介入へのアプローチを重視しているという印象です。

「クライシスプラン」と呼ばれる危機の状況に合わせた支援体制を共有し、作られた「SCSプラン」にて緊急時はどこへ連絡するかを本人にわかりやすく示しています。

本人が退院した後もケア会議を定期的に開催し、一般の精神保健福祉サービスに移行できる段階で保護観察所による処遇は終結となります。

医療観察法の処遇を経た方たちの支援を行っている成田地域生活支援センターからは、処遇の開始直後から医療に対する心構えやストレス耐性を身につけていくことで、支援が入りやすいという一方で、関わる支援者が多いことでの本人のストレスがあるため、ストレスを溜めないよう察知して発散できる工夫などをしているとの話がありました。

処遇のプロセスは、総じて本人の意思を大事にするなど、本人を中心に据えた支援を組み立てていることを強く感じました。その中で、指定医療機関の偏在、受け入れ体制の理解、重複障害の対象者へのアプローチなどの地域に戻つてからの課題も知ることが出来ました。



障害者虐待防止センター

かしわ
柏うお～か～
あいネットが気になる街の事業所にお邪魔します。

柏市障害者虐待防止センターとはどのような所ですか？

平成 24 年 10 月 1 日施行の「障害者虐待防止法」を受け、障害をお持ちの方への虐待防止・介護をしている家族や養護者の方への支援のために設置されました。障害者本人への暴力などの虐待が疑われる場合や、家族の方の介護疲れなどの悩み相談などの連絡・通報等を受けたのち、各関係機関と連携して、事実の確認・訪問調査を行い、必要に応じた支援を行います。緊急性があると判断された場合は、安全の確保の立場から警察や医療機関等と連携した支援を行います。

障害者虐待防止センターは、虐待者を罰するところではありません。

事実を確認しながら、どうしてそのような事態になったかを把握し、必要に応じた支援（各種サービス利用や地域資源等の紹介など）を行います。

また、虐待の通報が誤報であったとしても、罰することはありません。通報者のプライバシーは保護されます。

福祉施設や職場などの虐待の場合は、千葉県への報告・相談が定められています。

相談を受け付ける場所や連絡先、利用時間を教えてください。

相談窓口：柏市役所 障害福祉課内

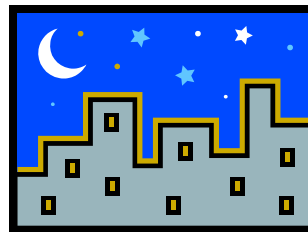
電話受付（日中）電話番号：04-7168-1041 時間 8:30～17:15

（夜間）電話番号：04-7167-5551 時間 17:15～翌 8:30

※夜間は受付対応をしたのち、担当の相談員へ繋がります。

どんな事が虐待なのですか？

- ・身体的虐待（暴力や体罰など）
- ・心理的虐待（怒鳴る、悪口を言う、差別など）
- ・性的虐待（わいせつな行為をしたりさせたりする）
- ・放棄・放任（ネグレクト：食事や入浴などの世話や介助をしない）
- ・経済的虐待（本人の同意なしに財産や預貯金を使う、渡さないなど）



～お問い合わせ先～

<住所>

柏市役所
障害福祉課内

<TEL & FAX>

（日中）時間 8:30～17:15

04-7168-1041

（夜間）時間 17:15～翌 8:30

04-7167-5551



障害者虐待防止法は、正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。

柏市では、市役所の中の障害福祉課が直接の窓口となって、相談を受け付けています。

開設して 2 カ月あまりですが、さまざまな相談が寄せられており、障害をお持ちの方ご本人からの相談も来ているとの事です。

各関係機関等と連携を取りながら、問題解決や安心して暮らせる地域生活を支援していくことを目指しています。

* 障害をお持ちの方や家族の方はもちろん、地域で暮らしていく私たちのためにも、みんなで問題を共有して解決していくことが大切だと思います。



もみじが色づく京都で 11 / 16、17 にパーソナルサポート（以下 PSS）の研修会に参加しました。「PSS」については「じんけんぽん」の 1 月号でも取り上げましたが、内閣府の「生活支援戦略」に位置付けられています。簡潔に言うと、生活困窮者（経済的困窮だけでなく社会的孤立・生活の質の乏しさ・家族関係の崩壊等を含む）を早期発見し、総合的な相談と「包括的」かつ「伴走型」の支援を行います。例えば、就労支援、居住の確保、家計再建、養育相談・学習支援等を官民協働で各分野と連携し、生活困窮状態からの脱却を目指します。

今回活動報告のあった新潟 PSS では、「シェルター対応が可能」であるとの事、シェルターについては、例えば、ホームレスの方が生活保護申請、居住の確保、仕事探しの際には、「住所不定」というのが大きな弊害になります。シェルターがある事によって、一旦はシェルターに身を置いて（住所を確保して）、その後の生活を考える時間を確保する事が出来ます。

京都パーソナルサポート全国研修

いん京丹後



相模原市の PSS は、若者の支援に力を入れており、若者の中間的就労の場所（いきなり一般就労ではなく、その人に合わせた働く場）として、パン屋、農業、観光案内、軽作業所を提供。ここは巣立ちが前提で、社会経験の乏しいニートや引きこもりの方を中心に、働く行為によって人とのつながりを学ぶ場として考えていました。その他にも、スタッフが定時制高校へ出向き、何かあったら相談できるしくみを学生時代から作る取り組みをしていました。

あいネットの相談の中でも、生活保護受給者の就労意欲低下の問題、居住確保の際の連帯保証人や資金の問題、ニートや引きこもりの方の居場所の問題等、関わりの中で様々な問題にぶつかります。それらの問題に対して、本人と向き合う事はもちろん、「地域に働きかけ、新たなサービスを創造していく」いわばコミュニケーション・ソーシャルワークの重要性を感じた研修となりました。

